

課税の根拠・納税義務者

お問い合わせの際は、表面の通知書番号をお伝えください。

国民健康保険税は、被保険者である世帯主及び被保険者の資格がない世帯主であって当該世帯内に被保険者がある場合においては、その世帯主（擬制世帯主）を納税義務者として課税されます。

根拠 法令	地方税法第703条の4、第703条の5及び第703条の5の2 福山市国民健康保険条例第11条から第15条の7まで及び第21条から第22条まで
----------	---

賦課期日

当該年度の4月1日。ただし、4月2日以降の年度途中に加入した場合は、国保資格の取得日になります。

徴収方法と納期

1 保険税の納付方法

普通徴収 納付書・口座振替
特別徴収 年金からの差引き

根拠 法令	地方税法第706条、第718条の7及び第718条の8 福山市国民健康保険条例第16条の2、第19条、第20条の4及び第20条の5
----------	---

変更後の保険税額の精算のための納付書が必要な場合は、ご連絡ください。

2 特別徴収の対象世帯

世帯主を含む国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯次のいずれかに該当する場合は、普通徴収となります。

- ・特別徴収対象年金額が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合

※世帯主が75歳に到達する年度は特別徴収をせず、普通徴収となります。

※申し出により、特別徴収から口座振替に変更することができます。

3 特別徴収の対象者の保険税が更正された場合

増額更正 差額分は、特別徴収の対象とはならず、普通徴収により特別徴収と併行して納付いただきます。

減額更正 特別徴収を停止し、普通徴収で納付いただくことがあります。

併行して納付する普通徴収分がある場合、特別徴収を継続し、普通徴収から減額することがあります。

4 納 期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月16日 ～7月31日	8月16日 ～8月31日	9月16日 ～9月30日	10月16日 ～10月31日	11月16日 ～11月30日	12月16日 ～12月25日	翌年1月16日 ～1月31日	翌年2月16日 ～2月末日

※納期限は、それぞれ納期月の末日（ただし、第6期は12月25日）ですが、末日が休日のときはその翌日、土曜日のときは、翌々日となります。（表面に記載）

納付の場所 福山市指定金融機関又は福山市収納代理金融機関等で納付してください。具体的な納付場所は納付書に記載してあります。

5 納期限までに保険税を納めなかった場合

(1) 督促状

納期限を経過しても納付がない場合は、督促状が発せられます。

なお、督促状を発した日から10日を経過するまでに保険税を納めなかった場合は、滞納処分を受けることになります。

(2) 延滞金

未納税額の納期限の翌日から納付（納入）日までの期間の日数に応じ、年14.6%。ただし、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合（以下、延滞金特例基準割合という。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(3) 滞納処分（財産の差押え）

納税相談もなく、滞納が続いていると、やむを得ず預金や給与などの債権や不動産・動産等の財産について、差押えをする場合があります。

こんなときは必ず届出をしてください

- ・勤務先等の健康保険（社会保険等）に加入したり、その被扶養者になったとき
※国民健康保険は、勤務先等の健康保険に加入しても自動的に脱退の手続きは行われません。市役所保険年金課又は最寄りの各支所・分所・分室へ届出をしてください。
- ・住所や名前が変わったとき ・世帯主が変わったとき ・世帯を分けたり、一緒にしたとき
市役所市民課又は最寄りの各支所・分所・分室へ届出をしてください。